



ピチピチ 消費生活だより

令和6年3月号

こんにちは 岡山市消費生活センターです!
春らしい雰囲気を感じる頃となりましたが、いかがお過ごしでしょうか? 今月は、テレビショッピングの定期購入トラブルについてです。通信販売での定期購入トラブルが後を絶ちません。契約の際はよく確認するようにしましょう。

【事例】

テレビショッピングで化粧品の定期お届けコースを契約し、1回目の商品が届いた。しかし、思っていたようなものではなく、気に入らない。これ以上必要ないので、定期購入を解約したい。クーリング・オフはできるのか。



テレビショッピングの定期購入トラブル

【ひとことアドバイス】

- ★テレビショッピングやインターネットなどの通信販売ではクーリング・オフの制度はありません。事業者の定めたルールに従うことになります。
- ★電話で申し込みの際に、契約内容や解約条件を確認するようにしましょう。
- ★定期購入の場合は、その旨や定期購入の期間など重要な事項が表示されているので注意しましょう。
- ★契約で困ったことがあれば、早めに消費生活センターへご相談ください。

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 : ☎ (086) 803-1109

(消費者ホットライン188も可)

受付時間 : 月~金曜日 9時~16時

(祝日・年末年始除く)

消費生活相談
フォームによる
ご相談は
こちらから→

